

「岡アツ！」ロゴマーク運用マニュアル

岡山県では、令和5年度、令和6年度のイメージアップ戦略として、国内外に県の魅力を発信していくためのキャッチコピーとそのロゴマークを作成いたしました。首都圏、関西圏をはじめ、国内外へのPRに大いにご活用下さい。

◆キャッチコピー「岡アツ！」について

あのお笑い芸人も！歌手も！俳優も！スポーツ選手も！さまざまな分野で本県出身者やチームが大活躍しています。さらに、自然、歴史、文化に恵まれた本県は、映画やドラマの撮影地としても大きな人気を博すなど、「岡山旋風」はまだまだ吹き続けています。

このチャンスを逃すことなく盛り上げていくため、岡山県では「岡アツ！」というPRを展開しています。「岡アツ！」には「さあ、岡山でアツくなれ！岡山にアツまれ！」という熱い思いが込められています。

◆ロゴマークデザインについて

5種類のロゴを、jpeg(png)データ、aiデータで用意しています。

①赤文字 ver.

②白文字 ver.

ノーマル Ver



③赤文字 ver.

④白文字 ver.

⑤黒文字 ver.

斜体 Ver



※白文字データのみ

※『岡アツ！』PR特設サイトにつながるQRコードも提供可能です。

◆ロゴマーク使用について

このロゴマークは、首都圏PRをはじめ、全国に岡山県をPRするために作成されたものです。

岡山県をPRする目的の範囲内で、どなたでも無料にご利用いただけます。

名刺や、ポスター・チラシ、デジタルなど幅広くご活用ください。

ご活用いただいた「岡アツ！」な法人・団体様につきまして、希望される方は、県HP等でご紹介をさせていただきます。

使用に際しては、8092@pref.okayama.lg.jpに、件名「岡アツ！ロゴ使用」とし、下記の注意事項をご確認の上、別紙によりお申し込みください。

県で内容を確認し、ロゴマークのデジタルデータをメール送信いたします。

◆注意事項

キャッチコピー、ロゴマークをご使用の際には、下記の制限にご留意ください。

- (1) より多くの方にご使用いただくため、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャッチコピー、ロゴマークを使用することはできません。
- (2) 使用期限は、令和7年3月31日までとします。
使用期限を過ぎての使用はできません。
- (3) 次の場合には、使用をご遠慮いただきます。
 - ① 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
 - ② 「岡アツ！」の趣旨に反する使用の場合
 - ③ 岡山県の信用または品位を害すると認められる場合
 - ④ 第三者の利益を害すると認められる場合
 - ⑤ 特定の政治活動や宗教的行事・活動に関する認められる場合
 - ⑥ キャッチコピー、ロゴの使用によって、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - ⑦ 法令又は公序良俗に反し、又は反する妨げになるおそれのあるとき。
 - ⑧ その他、知事が不相当と認める場合